

大阪市社会福祉協議会 善意銀行
令和2年度「地域における公益的な取組みへの助成金」 募集要項

改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化しており、特に「地域における公益的な取組み」が責務となっている。

各社会福祉法人、社会福祉施設では、多様な取組みを展開しているが、さらに多くの活動が市内全域で実践されるよう、支援することを目的とする。

1 助成対象

大阪市社会事業施設協議会に加盟している社会福祉施設（加盟している社会福祉施設が属する法人も可）

＜大阪市児童福祉施設連盟、大阪市保育連合会(大阪市私立保育園連盟)、大阪市老人福祉施設連盟、大阪市生活保護施設連盟、大阪市地域福祉施設協議会、大阪市障害児・者施設連絡協議会＞

2 対象事業

地域の公益的な取組みに関する事業

(例)・社会福祉施設が把握した地域住民の個別課題に対する取組み

[生活困窮に関する支援、就労体験や中間的就労、見守り活動への参画 等]

・施設同士で協働する取組み

[災害時に係る支援（人、物、場所）、災害マップの作成（施設の提供できる内容を中心に）、備品の貸出や空きスペースの提供、多職種連携によるネットワーク（相談等）等]

・福祉課題に対してそれぞれの施設の専門性を活かした取組み

[住民対象の研修や講座の開催、福祉教育の実施、福祉人材・住民ボランティアの育成、地域向けの相談会、分野の横断的な相談窓口 等]

・地域住民と協働する取組み

[施設内での居場所づくり、喫茶活動や子ども食堂・学習支援 等]

※ ただし、地方公共団体の助成金や補助金など公的助成を受けている事業は除く

3 対象経費

令和2年度中に新規実施予定の事業にかかる必要経費とします。

ただし、必要経費の30%以上の団体負担をお願いします。

団体の運営経費は該当しません。

※ 物品購入も可としますが、それ自体が目的である事業は対象としません。

また、食糧費は対象外です。

4 助成金額

1団体 10万円以内 10団体

5 申請条件（原則として次の条件を具備するもの）

- ・申請は1団体、1事業とします
- ・具体的で実現可能な内容を有する企画であること

6 申請方法

払出申請書（第1号様式）に①事業計画書、②収支予算書（見積書写添付）③定款または規約を添付し、大阪市社会福祉協議会 地域福祉課まで提出してください。

7 申請期間

令和2年5月7日（木）～6月30日（火）

8 選考方法

申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で事業内容及び所要経費の適正性などを重点に選考します。

9 決定通知

結果については、文書で通知します。

《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》

- ・「払出請求書（第3号様式）」を提出
- ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出。

※ 詳しくは、払出決定団体にお知らせします。

10 個人情報および情報公開

申込書などにご記入いただきました個人情報は、このたびの助成のみに使用し、他の目的には使用いたしません。助成先として採用された団体につきましては、本会のホームページおよび広報誌で公開することをご了承ください。

11 その他

本助成金は、平成30年度から3年間実施する予定です。

3年間での申請は、1団体（法人）1回限りとします。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 地域福祉課

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

電話番号 (06) 6765-5606 ファックス番号 (06) 6765-5607

ホームページ <http://www.osaka-sishakyo.jp/>